平成２１年（フ）第７９号
鹿児島県鹿屋市上谷町７番15号
破産者　前田　数郎
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３５０号
福井市上野本町新807番地　上野団地Ｃ棟118号室、開始決定時の住所福井市宝永１丁目26番15号
破産者　冨永　祥夫
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３３号
静岡県浜松市北区細江町気賀2177番地の２
破産者　かとう工業所こと　加藤　　茂
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
大阪府堺市南区原山台５丁１番２―203号、開始決定時の住所大阪府堺市南区原山台１丁５－２－807、開始決定時の住民票上の住所大阪府和泉市若樫町639番地の１
破産者　木岡千恵子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第９３２号
大阪府泉南郡熊取町南山の手台２番32号
破産者　斉藤　**隆**男
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７１号
大阪府泉佐野市泉ケ丘２丁目１番15―201号、前住所大阪府泉佐野市南中安松1119番地の１―712
破産者　藤井大滿榮
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
神戸市西区神出町五百蔵142―93
破産者　國廣あさ子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
兵庫県明石市西明石西町２丁目９番20―308号、破産手続開始決定時の住所兵庫県明石市東野町2100番地の14
破産者　平山　義光
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
奈良県桜井市大字黒崎851番地
破産者　杉野　通泰
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７０６号
広島県廿日市市宮内４丁目25番23号
破産者　原　規矩男
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３６号
広島市安佐南区高取北４丁目20番29号、開始決定時の住所広島市安佐南区山本６丁目34番２号
破産者　田川　洋子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
大分県津久見市大字保戸島1131番地の２
破産者　吉田スマ子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９６号
宮城県柴田郡大河原町緑町26―４　エクスメゾン101号室、開始決定時の住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第14地割32番地13
破産者　高橋　明善
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷101番地50
破産者　太野俊一郎
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１号
相模原市中央区上溝５丁目６番６号
破産者　豊田　美穂
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６０号
富山県魚津市北鬼江２丁目15番30号
破産者　川上　孝宏
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２０年（フ）第９７３号
熊本県八代市上野町1340番地１
破産者　田口　義治
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部